

◎使用料(槻木生涯学習センター)

(1)ホール施設使用料

(消費税は内税です。)

使用区分	時間帯	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間につき					
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	暖房	冷房				
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	5,250 円	8,400 円	10,500 円	12,600 円	17,850 円	23,100 円	1,500 円	1,500 円			
		土曜 日曜 及び祝日	7,350 円	10,500 円	13,650 円	16,800 円	23,100 円	30,450 円					
		500円以下の 入場料を徴 収する場合	平日	7,350 円	10,500 円	13,650 円	16,800 円	23,100 円			30,450 円		
	500円を超え 1,000円以下 の入場料を徴 収する場合	土曜 日曜 及び祝日	9,450 円	13,650 円	17,850 円	22,050 円	30,450 円	39,900 円					
		平日	8,400 円	11,550 円	16,800 円	18,900 円	27,300 円	35,700 円					
		土曜 日曜 及び祝日	10,500 円	15,750 円	21,000 円	25,200 円	35,700 円	46,200 円					
	1,000円を超え る入場料を徴 収する場合	平日	10,500 円	15,750 円	21,000 円	25,200 円	35,700 円	46,200 円					
		土曜 日曜 及び祝日	13,650 円	21,000 円	28,350 円	33,600 円	48,300 円	61,950 円					
		ホワイエ 単独使用	営利を目的と しないもの	平日	1,360 円	1,470 円	1,680 円	2,830 円			3,150 円	4,090 円	400 円
	土曜 日曜 及び祝日			1,780 円	1,890 円	2,200 円	3,670 円	4,090 円			5,350 円		
	平日			4,090 円	4,410 円	5,040 円	8,500 円	9,450 円			12,280 円		
	営利を目的と するもの		土曜 日曜 及び祝日	5,350 円	5,670 円	6,610 円	11,020 円	12,280 円			16,060 円		

(2)その他の施設使用料

室名	時間帯	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時～	午後5時～ 午後9時	1時間につき	
					暖房	冷房
会議室 1		1,680 円	1,780 円	2,410 円	320 円	320 円
調理実習室		1,360 円	1,470 円	1,680 円	240 円	240 円
会議室 2		1,680 円	1,780 円	2,410 円	450 円	450 円
和室 1		630 円	730 円	940 円	150 円	150 円
和室 2		630 円	730 円	940 円	100 円	100 円
和室 3		630 円	730 円	940 円	130 円	130 円
和室 4		630 円	730 円	940 円	100 円	100 円
創作室		730 円	940 円	1,150 円	220 円	220 円

(3)設備器具等の使用料

舞 台 設 備 器 具	5,000円以内で、規則で定める額	午前、午後、夜間の区分ごとに 一点についての使用料とする。
映 写 設 備 器 具		
音 響 設 備 器 具		
楽 器 設 備 器 具		
照 明 設 備 器 具		
持 込 み ・ そ の 他 設 備 器 具		

備 考

- 1.使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2.使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 3.ホールを準備又は練習のために使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 4.ホールを使用する場合において、入場料の額に段階があるときは、最高の入場料をもってこの表の額とする。
- 5.祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 6.この表に定める時間帯外に使用する場合の使用料は、使用時間が午前9時以前及び正午から午後1時までの場合は午前の、午後9時以降の場合は夜間の区分に従い、それぞれの使用料の額を時間割計算によって算出した額(百円未満の端数が生じたときは、百円に切り上げる。)とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。
- 7.ガス使用料及び陶芸窯に使用する電気料については実費相当額を徴収する。